

## 香川県ホームページバナー広告事業に関する契約書

香川県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）  
とは、香川県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）におけるバナー広告事業の実施  
に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、  
誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 乙は、甲がインターネット上に公開している県ホームページへの広告表示を希望する  
広告主（以下「広告主」という。）を募集するとともに、当該広告主の広告（以下「広告」と  
いう。）を甲に提出し、甲は、これを県ホームページに表示する。

2 乙は、この契約書のほか、仕様書、香川県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）、香  
川県広告事業実施基準（以下「基準」という。）、香川県ホームページ広告事業実施要領（以  
下「要領」という。）及び香川県ホームページ広告表示基準（以下「表示基準」という。）に  
定めるところに従い、前項に規定する広告主の募集等の業務（以下「業務」という。）を行わ  
なければならない。

3 乙は、甲の指示に従い、正確・迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わ  
なければならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（広告料）

第4条 広告料は、\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）とする。

### 【免除する場合】

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）  
第152条第2号により免除するものとする。

## 【徴する場合】

### (契約保証金)

第5条 契約保証金の額は、\_\_\_\_\_円とする。

2 契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 契約保証金は、乙が契約の履行をすべて完了し、第11条の規定により広告料を納入したとき又は第28条第2項若しくは第32条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙の請求に基づき還付する。

4 契約保証金は、損害賠償金の一部として充当する。

### (権利義務の譲渡等の制限)

第6条 乙は、この契約に係る権利又は義務を、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

### (秘密の保持)

第8条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱い及び管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### (事故発生時の報告)

第10条 乙は、業務の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(広告料の支払)

第11条 乙は、第4条に規定する広告料を、令和8年4月30日までに、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

2 甲は、乙が前項の支払期限までに広告料を支払わない場合は、前項に規定する支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、未払い部分の広告料に当該支払期限が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で算定した遅延損害金の支払いを請求することができる。

(広告の対象範囲等)

第12条 県ホームページに広告を表示することができる範囲は、要綱、基準、要領及び表示基準の規定を適用するものとする。なお、広告主が指定するリンク先のホームページの内容についても同様とする。

(広告表示の申込み等)

第13条 広告主は、乙に対し広告表示の申込み等を行うものとする。また、表示中の広告の内容の追加・変更を行う場合も同様とする。

(広告の表示期間)

第14条 広告を表示する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告表示の申込みがあった場合は、その表示期間を複数月とすることができる。

2 広告を表示する開始日（以下「広告表示開始日」という。）は、原則として当該広告を表示する月の初日とする。

3 広告を表示する終了日（以下「広告表示終了日」という。）は、原則として当該広告を表示する月の最終日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告表示開始日及び広告表示終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日に当たる場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(広告表示の優先順位)

第15条 乙は、第13条の規定により申込みがあった場合は、要領第4条及び第5条の規定に基づき審査し、県のホームページという性格上、地域性、公共性の高い広告表示を優先させるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 16 条 広告原稿は、広告主又は乙が要領第 4 条及び第 5 条の規定に基づき作成するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主又は乙が負担するものとする。
- 3 乙は、作成した広告原稿を、仕様書に定めるところにより、甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により提出された広告原稿の内容等が要領第 4 条及び第 5 条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを表示するものとする。

(広告表示の方法)

第 17 条 甲は、前条の規定により承認した広告原稿を、原則として広告表示開始日の前日の午後 1 時から午後 5 時までの間に表示するものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

- 2 甲は、第 1 項の規定により表示した広告を、原則として広告表示終了日の午後 1 時から午後 5 時までの間に取り除くものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(広告内容等の修正等の指示)

第 18 条 甲は、広告の内容等が、要綱、基準、要領及び表示基準の規定に反すると判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容等の修正等を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告内容等の変更)

第 19 条 乙は、事業の実施期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、甲にあらかじめ協議するものとし、第 16 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 18 条の規定を準用する。

(広告表示の取消し)

第 20 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の表示を取り消すことができる。

- (1) 要領第 4 条又は第 5 条の規定に反すると判断したとき。
- (2) その他、広告事業を継続することが適切でないときと甲が判断したとき。

(広告表示の取下げ)

第 21 条 乙は、自己の都合により、広告の表示を取り下げることができる。

2 乙は、前項の規定により広告表示を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(リンク先の変更)

第 22 条 乙は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日の 1 週間前までに甲に届け出るものとする。

2 前項の規定により届出のあった広告の変更後のリンク先については、第 18 条の規定を準用する。

(実地調査等)

第 23 条 甲は、業務の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は乙に対し必要な指示をすることができる。

(業務の内容等の変更)

第 24 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は契約期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は契約期間は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、第 4 条に規定する広告料を変更することができる。

(天災その他経済情勢の激変等による契約内容の変更)

第 25 条 契約締結後において、天災その他不測の事件に基づく経済情勢の激変等により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議の上、広告料その他の契約内容を変更することができる。

(一般的損害)

第 26 条 業務の実施に関し生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第 27 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団関

係者（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）その他不当要求行為（不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下同じ。）を行う全ての者（以下「暴力団等」という。）から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 乙は、契約の履行に当たって、第7条第2項の規定により甲の承諾を得た乙の再委託先が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、乙に報告するよう再委託先を指導し、再委託先からその報告を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

#### （甲の契約解除権）

第28条 甲は、乙が第1号から第7号までのいずれかに該当するときは何らの催告を要せずに直ちに、第8号に該当するときは書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- （1） 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- （2） 契約期間内に明らかに業務が完了しないと認められるとき。
- （3） この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- （4） 契約の締結又は業務の実施に関し不正の行為があったとき。
- （5） 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- （6） 第32条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- （7） 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- （8） 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加し

ている者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ 契約等の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第 29 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に

違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

#### (広告料の返還)

第30条 甲は、徴収した広告料は還付しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなく甲が表示すべき広告を表示しなかった期間が1日を超えるとき又は特別の事由があると甲が認めるときは、この限りではない。

2 次の各号に掲げる理由により甲が県ホームページの運営を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(3) その他公益上やむを得ない場合

3 第1項ただし書の場合において還付する金額は、日割り計算により算出するものとし、当該還付する金額には利息を付さない。

#### (違約金)

第31条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告料の10パーセントに相当する金額を違約金として、甲の指定する日までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項又は第29条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となったとき。

2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

#### (乙の契約解除権)

第32条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって甲に通知することにより、この契約を解除することができる。

(1) 第24条の規定により、甲が業務の内容等を変更したため、広告料が3分の2以上減少することが見込まれるとき。

(2) 第 24 条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、業務の中止期間が契約期間の 10 分の 5 を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 33 条 乙は、契約が解除された場合において、履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する広告料を甲に支払うものとする。

(談合その他不正行為による損害賠償金)

第 34 条 乙は、この契約に関して、第 29 条第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、広告料の 20 パーセントに相当する額を甲の指定する日までに支払わなければならない。

2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前 2 項の規定は、甲に生じた損害の額が第 1 項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第 35 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(労働関係法令等の遵守)

第 36 条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第 37 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 38 条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 39 条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

【電子契約の場合】

上記契約の締結を証するため、この契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲乙同意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

【紙契約の場合】

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香 川 県

香川県知事 池 田 豊 人

乙

## 別記

### (別記) 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (管理及び実施体制)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）の管理体制・実施体制を定め、甲に書面（参考様式1）で報告しなければならない。

また、乙は、前項の責任者及び従事者を変更する場合は、甲に書面（参考様式2）で報告しなければならない。

#### (再委託の禁止)

第5 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、乙は、委託先及び委託の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

#### (取得の制限)

第6 乙は、この契約による事務の処理のために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (従事者の監督)

第7 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報

を 他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

第 8 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の従事者に行わせる場合は、正社員以外の従事者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

また、乙は、甲に対して、正社員以外の従事者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### (複写又は複製の禁止)

第 9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んではならない。

#### (資料等の運搬)

第 10 乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第 11 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (遵守状況の報告)

第 12 乙は、契約内容の遵守状況について、定期的に又は甲の求めに応じて、個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

#### (監査等)

第 13 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。この場合において、乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 甲は、この目的を達するため、乙に対して必要な資料の提出を求め、又はこの契約による業務の処理に関して、必要な指示をすることができる。

(資料等の返還等)

第 14 乙は、この契約による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、消去又は廃棄をしなければならない。

2 乙は、個人情報を消去又は廃棄をしたときは、甲に完全に消去又は廃棄をした旨を証する書面（参考様式 3）を速やかに提出しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 15 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 16 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

参考様式1（第4関係）

個人情報の管理体制等報告書

香川県知事 殿

年 月 日

受託者名 住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	

※ 「個人情報取扱責任者」は、この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 従事者に関する事項

従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※ 「従事者」は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

参考様式2（第4関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

香川県知事 殿

年 月 日

受託者名 住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	

※ 「個人情報取扱責任者」は、この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 従事者に関する事項

従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※ 「従事者」は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

参考様式3（第15関係）

年 月 日

個人情報記録された電子情報の消去・廃棄について

香川県知事 殿

受託者名 住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託契約「個人情報取扱特記事項 第15」に基づき、個人情報記録された電子情報については、適正に消去・廃棄をしたことを報告します。